

理 由 書

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を計画的に保全すべく、生産緑地地区として指定しております。

今回、申出基準日を経過した生産緑地及び主たる農業従事者の故障又は死亡に伴う買取り申出により、行為制限が解除された区域について廃止及び区域の縮小を行うものです。

また、地積測量の実施に伴う更正登記等により面積が確定した区域について、面積の変更を行うものです。